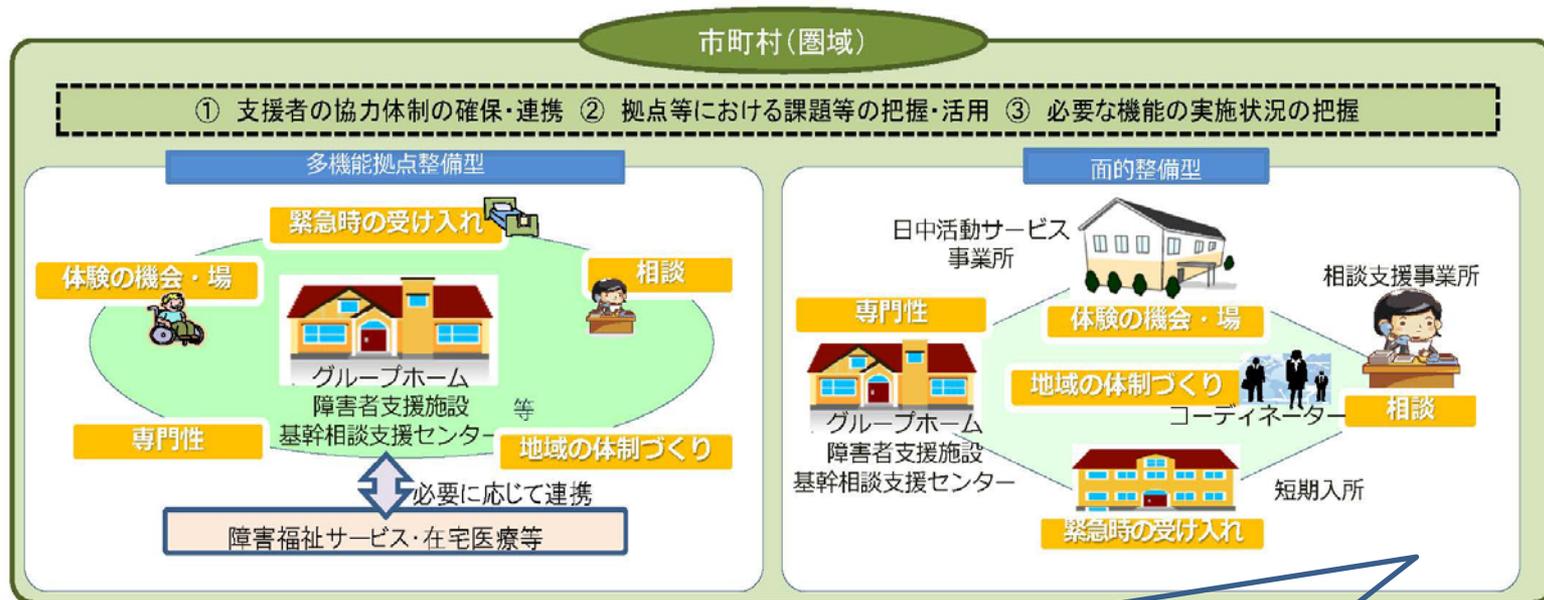


# 1. 地域生活支援拠点等整備事業とは

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

## ●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



- ★国の第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の基本指針において、令和5年度末までの間に、地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することとされている。
- ★松戸市は多機能拠点整備型(複数の機能を1つの事業所に集約)ではなく、面的整備型(地域において既存の事業所が分担して機能を担う)を予定。

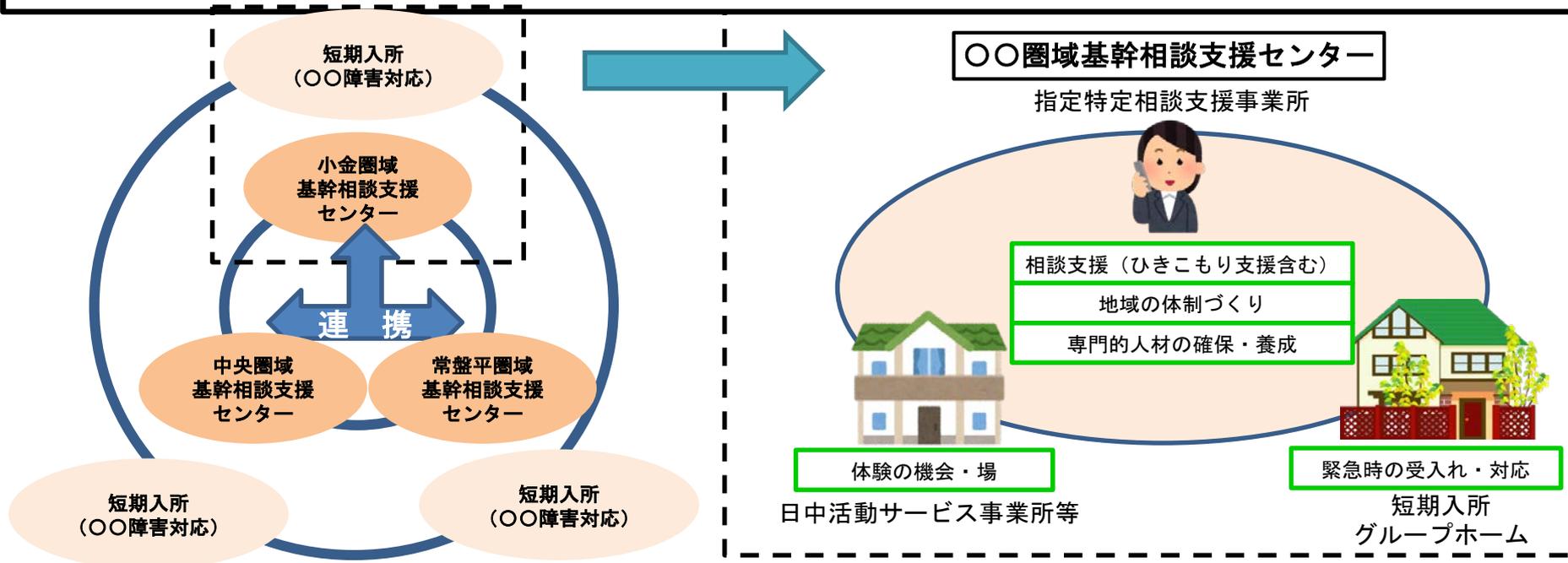
## 2. 松戸市における地域生活支援拠点 ～整備の方向性～

### 目的

- 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有する
- 地域生活において障害者やその家族の緊急事態の対応を図るため、緊急時に迅速・確実な相談支援を実施し、短期入所等を活用する
- 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する

### 事業内容

- (1) 3環境区別（中央・常盤平・小金）ごとに、「相談」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」を実施できる事業者を公募し、3事業者それぞれを基幹相談支援センターとして指定する。
- (2) 「緊急時の受け入れ・対応」については、松戸市と短期入所事業所が契約を結び、1床確保する。コーディネーターを配置し、24時間体制で短期入所等の受け入れ調整を行う。
- (3) 「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」については、市内全域と各環境区の両視点から実施する。
- (4) 3つの基幹相談支援センターを構成機関の核とする「（仮称）地域生活支援拠点運営協議会」を設置し、拠点のあるべき姿や支援困難事例の検討等を行う。



### 3. 松戸市における地域生活支援拠点 ～機能～

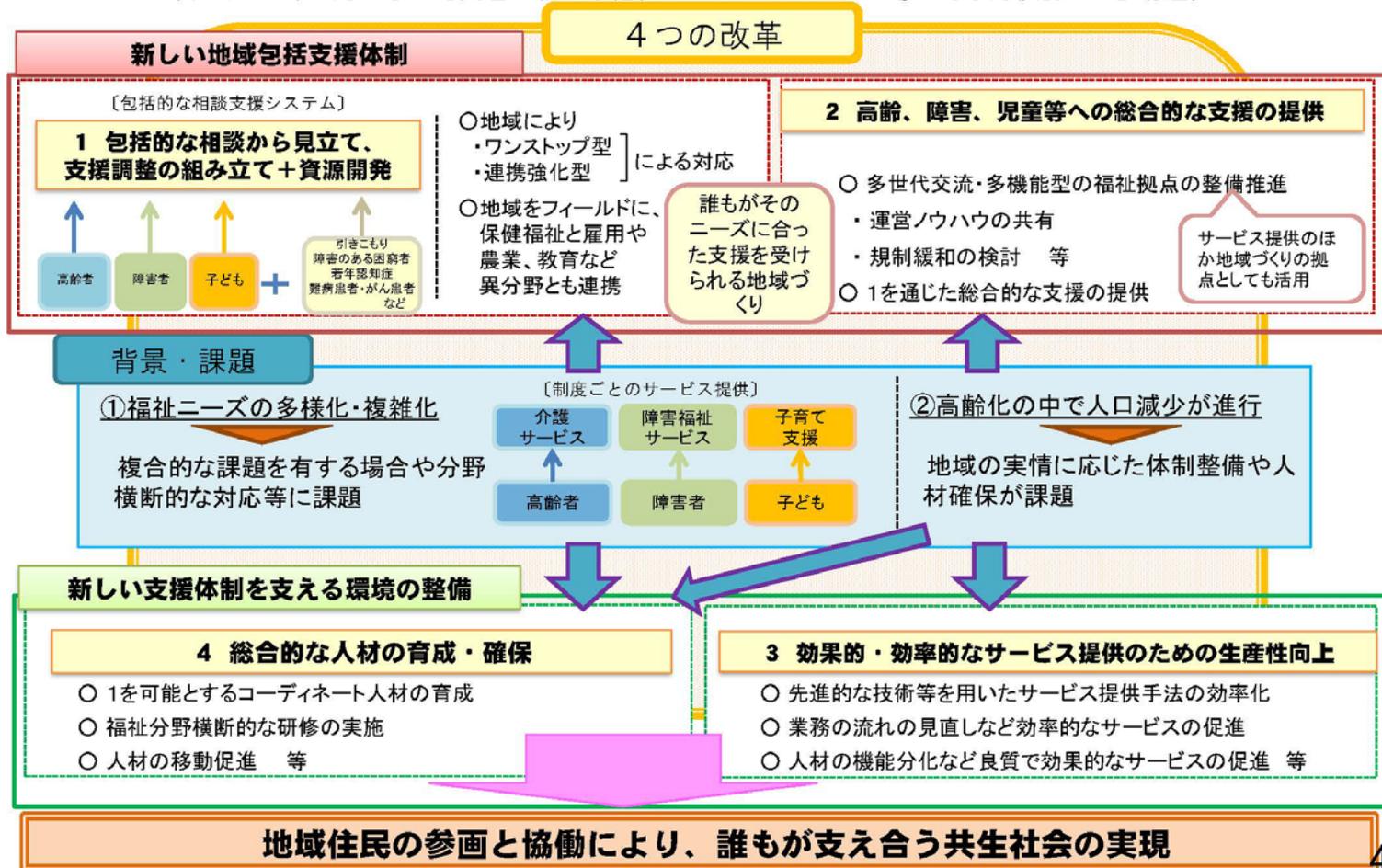
機能	実施主体	内容
1 相談 (ひきこもり支援含む)	各基幹相談 支援センター	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害の種別に関わらず、総合的・専門的な相談支援を行う機能</li><li>・ ひきこもり支援も含めて関係機関と連携して訪問による支援を行う機能</li></ul>
2 緊急時の受入れ・対応	委託短期入所等事業所	コーディネーターが緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、介護者の急病等の緊急時に短期入所等受け入れ調整を行う機能
3 体験の機会・場	各拠点登録事業所	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
4 専門的人材の 確保・養成	各基幹相談 支援センター	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言を行う機能</li><li>・ 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、人材の養成を行う機能</li></ul>
5 地域の体制づくり	各基幹相談 支援センター	地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

上表の内容を踏まえたうえで、具体的な実施内容は、応募法人が提案する。

# 4. 「相談」機能の整備にあたって ～国が目指す方向性～

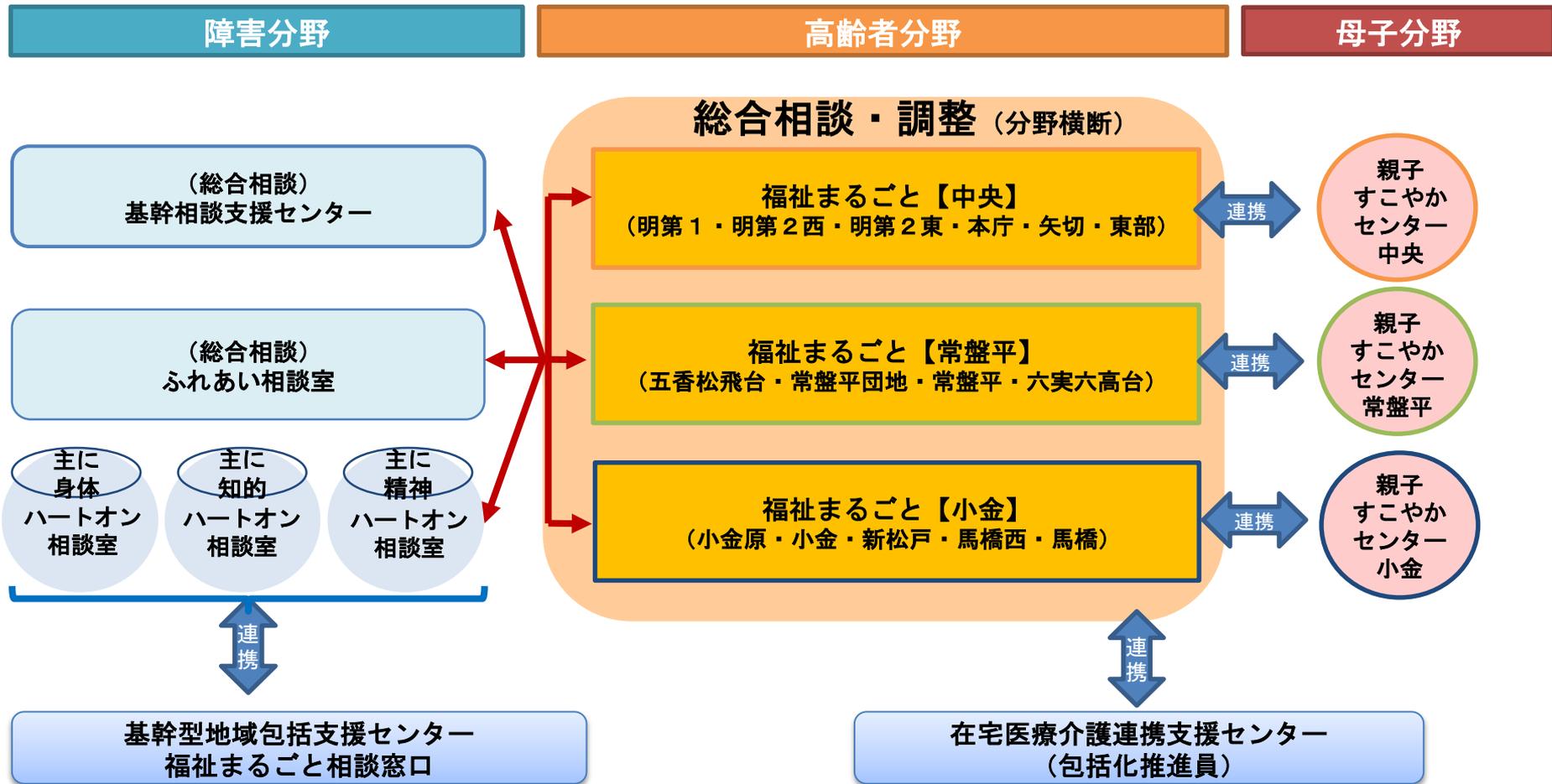
厚生労働省 地域共生社会推進検討会 (R1.5.16)

「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」  
 (平成27年9月 厚生労働省「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)



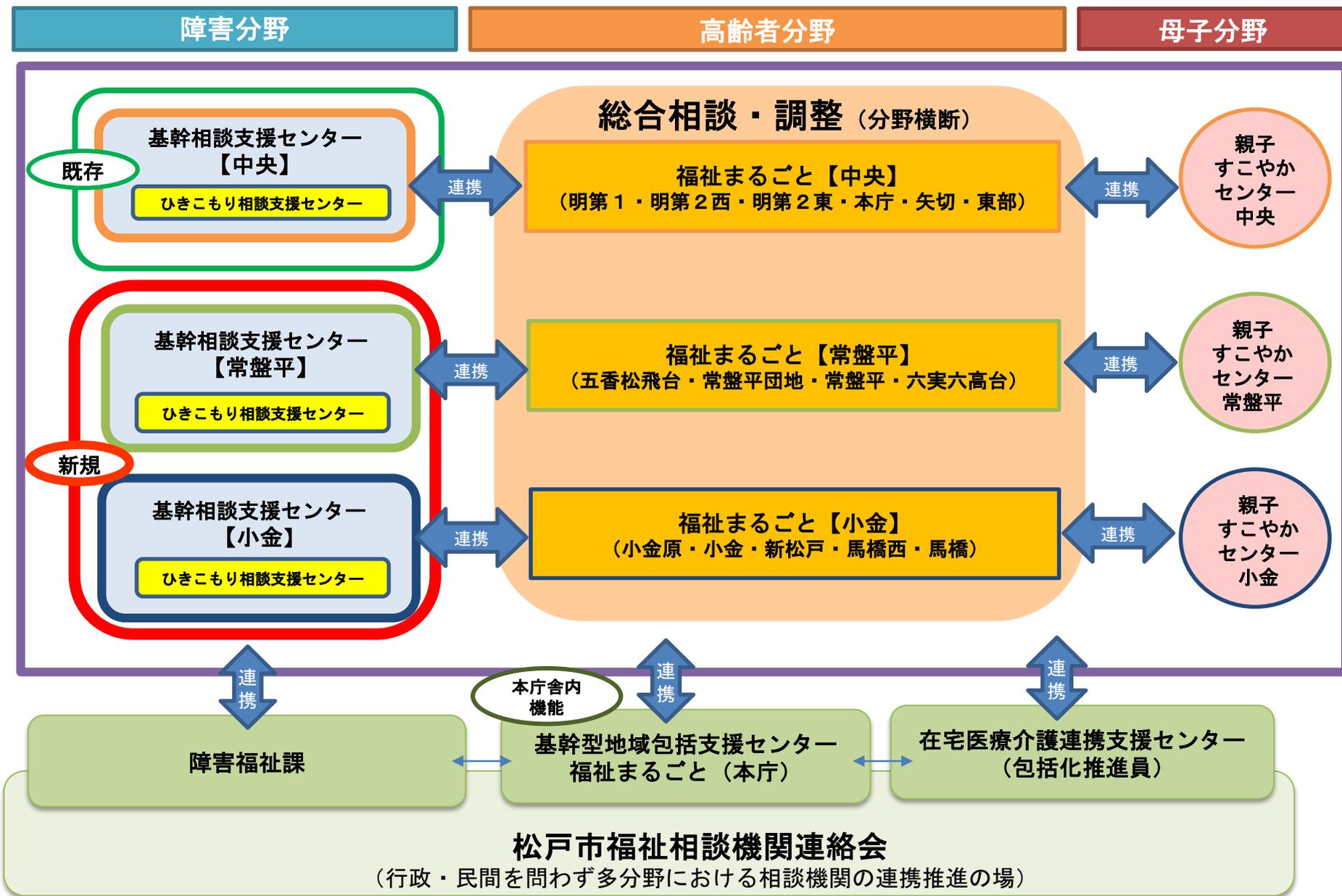
→ 人や資源について、分野を越えて「丸ごと」つながる社会へ  
 従来の年齢や分野別の枠組みによる縦割りではなく、これからは「**地域**」を軸に構築していく

# 5. 「相談」機能の整備にあたって ～松戸市の現状と課題～



- 母子分野と高齢者分野は圏域ごと（市内3環境区）の相談支援体制が構築されている一方、障害分野は圏域ごとの機能が不足
- 相談件数は年々増加し、現在の体制では業務が逼迫している。体制の見直しが急務となっている。
- 各分野ごとの現場（支援）にとって、明確な横断的組織体制が望まれている。

# 6. 「相談」機能の整備にあたって ～松戸市の目指す体制～



# 7. 松戸市における地域生活支援拠点 ～キーワードの定義～

## 基幹相談支援センター

### ○配置について

専門的職員として、主任相談支援専門員（または同等）の資格を有するものを配置する。  
ただし、主任相談支援専門員の配置が困難な場合は、相談支援専門員の配置でも可とする。

### ○人数について

専門的職員の員数は、各圏域の人口比率に応じて配置する。常勤換算で中央7人、常盤平4人、小金5人（虐待・差別対応も担うため中央地区は1人増）

### ○役割について

- ・障害の種別に関わらず、総合的・専門的な相談支援を行う。
- ・ひきこもり支援も含めて関係機関と連携して訪問による支援を行う。
- ・他の基幹、及び関連する事業所との間で情報共有をするための体制を整備する。
- ・コーディネーターと連携して、登録者に対し、体験の機会・場の調整を行う。
- ・他の基幹と連携して、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを行う。
- ・コーディネーターが緊急対応を行った際、ケース会議に出席し出口支援を行う。

## 登録者

### ○登録の対象となる者について

登録の対象となる者は、緊急時の支援が見込めない世帯に属する障害者とする。  
短期入所事業所等へ登録する。

## コーディネーター

### ○配置について

市が1床確保する短期入所事業所に支援員を配置する。

### ○人員について

常勤換算で1人

### ○役割について

- ・基幹と連携し、緊急時の支援が見込めない世帯を把握し、登録を促す。
- ・登録者に対し、体験の機会・場の調整を行う。
- ・常時の連絡体制を確保し、介護者の急病等の緊急時に短期入所等の受け入れを行う。

## 8. 松戸市における地域生活支援拠点の整備 ～委託料・加算等～

### 基幹相談支援センター委託料

指定特定相談支援事業所に、障害者相談支援事業を委託する。

これに伴い、事業者には専門的職員の人件費・事務職員1人分・事務諸経費・事務室を借り上げた場合の経費の委託料を支払う。

参考： 令和2年度における地域包括支援センターの委託料の積算額

専門的職員 1人当たり	5,876,000円
事務職員 1人当たり	2,209,500円
事務諸経費	2,700,000円
事務室借上げの上限	200,000円（月額）

### コーディネーター委託料

短期入所等事業所へコーディネーター事業を委託する。

これに伴い、事業者にはコーディネーターの人件費・空床補償費を支払う。

### 加算

拠点の指定を受けた指定特定相談支援事業所は、下記の2つの加算の対象となる。

- 地域生活支援拠点等相談強化加算** 700単位/回（短期入所事業所への受入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度に加算）  
拠点等における相談の機能を強化する観点から、特定相談支援事業所にコーディネーターの役割を担うものとして相談支援専門員を配置し、相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行うことを評価する加算。
- 地域体制強化共同支援加算** 2,000単位/月（月1回を限度）  
拠点等における地域の体制づくりの機能を強化する観点から、特定相談支援事業所を中心に、月に1回、支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の明確化と解決に向けて、情報共有等を行い、共同で対応していることを評価する加算。

### 拠点としての評価

各拠点は、自立支援協議会による定期的な評価を受ける。

自立支援協議会より、事業内容に関し提言等がなされた場合には、事業内容の見直しについて前向きに取り組むものとする。

## 9. 松戸市における地域生活支援拠点の整備 ～スケジュール～

～10月

- ・ 自立支援協議会を通じ、機能の大枠を決定。

11～12月

- ・ 基幹受託事業者を募集。

R3年1月

- ・ プロポーザル方式にて、基幹受託候補者を決定。

2月

- ・ 自立支援協議会において、基幹受託事業者を決定。

2～9月

- ・ 基幹受託事業者及び関係機関が集まり、事業の細部を協議。

R3年10月

- ・ 地域生活支援拠点等事業を開始。

# 10. 松戸市における地域生活支援拠点の整備 ～検討事項～

## 緊急対応の現状

開所時間外(休日・夜間・早朝)に相談を受け、なおかつ、その開所時間外のうちに対応の着手が必要不可欠だった事例はありますか。ある場合、事例数と、その内容を教えてください。

■事例数 約 \_\_\_\_\_件(令和元年度では0件だが、過去に相談を受けたことがある場合は年間平均件数)

### ■事例1

・相談を受けた時間帯

・相談内容

・その場で対応した内容(いつ、誰が、どのような対応をしたか)

・そのあと、開所時間内に対応した内容(いつ、誰が、どのような対応をしたか)

### ■事例2

・相談を受けた時間帯

・相談内容

・その場で対応した内容(いつ、誰が、どのような対応をしたか)

・そのあと、開所時間内に対応した内容(いつ、誰が、どのような対応をしたか)